



第39回 問題予防セミナー

労働トラブル予防の就業規則



法改正や労働トラブルに対応できますか？

心ない社員の行動で会社が混乱する労働トラブルが急増しています。
一所懸命に働いている社員や関係各社まで迷惑がかかります。

「会社を守る＝社員の雇用を守る」ことです。

会社に求められる「予防」を重視したセミナーです。

1.労働トラブルを予防する

- 行政・裁判所は会社の味方ではない
- 「解雇」は危険！労働トラブル第1位
- 退職勧奨と諭旨退職の進め方
- 労働契約書や各書式類の整備方法
- 秘密保持契約・競業禁止義務について
- 就業規則の目的はなにか？
- 就業規則を有効にする方法は？
- 育児・介護休業の対応

2.失敗しない採用の仕組みを作る

- 適正検査で問題社員を見抜けない
- 面接で問題社員を見抜く質問
- 経歴詐称、重大な申告事由の確認をする
- 退職証明書を有効活用する方法
- 試用期間を有効活用する方法

3.問題社員の対応方法

- 問題社員へ対応する書式類を整備する
- 無断欠勤者への対応方法
- 横領事件や逮捕者への対応方法
- 長期病欠社員の対応方法
- 減給処分や降格の方法と賃金の関係
- 損害賠償を社員へ請求できるのか？
- 問題社員へ退職金を支払わない方法
- 過労死・労災・損害賠償の現状
- セクハラ・パワハラと法的責任の現状
- 無期転換ルールが始まる！

4.会社を守る各種診断のご案内

- ①会社を守る就業規則診断
- ②労働基準監督署の調査の前に！
- ③年金事務所の調査の前に！

□11月 7日 (火) 13:30～15:30 会場：前橋 商工会議所 3F会議室

□11月 8日 (水) 13:30～15:30 会場：高崎 商工会議所 2F会議室

※おすすめ：社長・役員など経営者向けセミナー ☆一般社員の方はお断りさせていただいています。

※参加費：1人10,000円 同社2人目～1万円追加 ☆当社顧問企業様は無料です。

※参加人数：各会場10社まで素早い意思決定をされた方

※参加される方：就業規則や雇用契約書などご持参いただければ「ここが危険！」簡易診断します。

労働トラブル予防の就業規則

□参加日 11月 日に参加します。

御社名		TEL	
所在地		FAX	
御氏名		役職	



FAX 027-330-6331

締切
11月6日まで



日本労務センター



お問い合わせTEL：027-330-5557
高崎市常盤町133番地

特定社会保険労務士 山田 恵一